5. 544
31―31.3GHzの周波数帯においては、無線通信規則第21条の表21―４に定める電力束密度の制限は、宇宙研究業務に適用する。
5. 545
業務の種類の地域差：アルメニア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する31―31.3GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。
5. 546
業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英国、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に対する31.5―31.8GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。
5. 547
31.8―33.4GHz、37―40GHz、40.5―43.5GHz、51.4―52.6GHz、55.78―59GHz及び64―66GHzの周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用可能である（決議第75（ＷＲＣ―2000）参照）。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的規定を検討する際に上記の事項を考慮しなければならない。39.5―40GHz及び40.5―42GHzの周波数帯で固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、主管庁は、適宜、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに対する制限をさらに考慮するものとする（無線通信規則第5. 516Ｂ号参照）。
5. 547A
主管庁は、航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、31.8―33.4GHzの周波数帯における固定業務の局と無線航行業務における航空機上局との間の混信を極力抑える可能な措置を執らなければならない。
5. 547B
代替分配：アメリカ合衆国では、31.8―32GHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務（深宇宙）（宇宙から地球）に分配する。
5. 547C
代替分配：アメリカ合衆国では、32―32.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務（深宇宙）（宇宙から地球）にも分配する。
5. 547D
代替分配：アメリカ合衆国では、32.3―33GHzの周波数帯は、一次的基礎で衛星間業務及び無線航行業務に分配する。
5. 547E
代替分配：アメリカ合衆国では、33―33.4GHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。
5. 548
32.3―33GHzの周波数帯における衛星間業務、32―33GHzの周波数帯における無線航行業務及び31.8―32.3GHzの周波数帯における宇宙研究業務（深宇宙）の通信系を設計するに当たっては、主管庁は、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない（勧告第707参照）。
5. 549
付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、33.4―36GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5. 549A
35.5―36.0GHzの周波数帯においては、地球探査衛星業務（能動）又は宇宙研究業務（能動）のあらゆる宇宙検知器により生じる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から0.8度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で－73.3dB（Ｗ／㎡）を超えてはならない。
5. 550
業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する34.7―35.2GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。
5. 550A
地球探査衛星業務（受動）と固定業務及び移動業務との間の36―37GHz帯の共用に当たっては、決議第752（ＷＲＣ―07）を適用する。
5. 551（未使用）
5. 551A（未使用）
5. 551AA（未使用）
5. 551B（未使用）
5. 551C（未使用）
5. 551D（未使用）
5. 551E（未使用）
5. 551F
業務の種類の地域差：日本では、移動業務に対する41.5―42.5GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。
5. 551G（未使用）
5. 551H
42―42.5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務（宇宙から地球）又は放送衛星業務の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる42.5―43.5GHzの周波数帯における等価電力束密度（epfd）は、いかなる電波天文局においても、時間率２％以上で次の値を超えてはならない。
― 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5―43.5GHzの周波数帯のうち、１GHzの周波数帯域幅において－230dB（Ｗ／㎡）及び任意の500kHzの周波数帯域幅において－246dB（Ｗ／㎡）
― 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5―43.5GHzの周波数帯のうち、任意の500kHzの周波数帯域幅において－209dB（Ｗ／㎡）
これらのepfd値は、ＩＴＵ―Ｒ勧告Ｓ．1586―１に示す方法及びＩＴＵ―Ｒ勧告ＲＡ．1631に示す電波天文業務の参照アンテナパターン及びアンテナの最大利得を使用して求められなければならず、かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小運用角度θ_{min}を超える仰角（通告情報がない場合、基本設定値である５度を採用する。）の範囲に適用しなければならない。
これらの値は、次のいずれかの電波天文局において適用する。
― 2003年７月５日前に運用を開始し、かつ、2004年１月４日前に無線通信局に通告された電波天文局
― 適当と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日前に通告された電波天文局
これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第743（ＷＲＣ―03）を適用する。同意を得た国のあらゆる電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。